

（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業） 第四条の二（略） 2～5（略）</p> <p>6 この法律において、「身体障害者生活訓練等事業」とは、身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供する事業をいう。</p> <p>7 この法律において、「手話通訳事業」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下この項において「聴覚障害者等」という。）につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。第三十四条において同じ。）に関する便宜を供与する事業をいう。</p> <p>（施設） 第五条 この法律において、「身体障害者更生援護施設」とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。</p> <p>2（略）</p>	<p>（事業） 第四条の二（略） 2～5（略）</p> <p>6 この法律において、「手話通訳事業」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下この項において「聴覚障害者等」という。）につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。第三十三条において同じ。）に関する便宜を供与する事業をいう。</p> <p>（施設） 第五条 この法律において、「身体障害者更生援護施設」とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。</p> <p>2（略）</p>

(盲導犬の貸与)

第二十一条の三 都道府県は、視覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必要に応じ、盲導犬訓練施設における厚生労働省令で定める訓練を受けた盲導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

(社会参加を促進する事業の実施)

第二十一条の四 (略)

(事業の開始等)

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者居宅生活支援事業、身体障害者相談支援事業又は身体障害者生活訓練等事業(第三項、第三十九条第一項及び第四十条第一項において「身体障害者居宅生活支援事業等」という。)を行うことができる。

2・3 (略)

(盲導犬訓練施設)

第三十三条 盲導犬訓練施設は、無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする。

(視覚障害者情報提供施設)

第三十四条 (略)

(社会参加を促進する事業の実施)

第二十一条の三 (略)

(事業の開始等)

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者居宅生活支援事業又は身体障害者相談支援事業(第三項、第三十九条第一項及び第四十条第一項において「身体障害者居宅生活支援事業等」という。)を行うことができる。

2・3 (略)

(視覚障害者情報提供施設)

第三十三条 (略)

第三十四条 削除

(都道府県の支弁)

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 二の二 (略)

三 第十三条から第十五条まで、第十九条の五、第十九条の六及び第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

四 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一・二 (略)

三 第三十五条第四号の費用のうち、当該施設の設置に要する費用(身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置に要する費用を除く。)については、その四分の一

2 (略)

(国の負担及び補助)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用(身体障害者福祉

(都道府県の支弁)

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 二の二 (略)

三 第十三条から第十五条まで、第十九条の五及び第十九条の六の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

四 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一・二 (略)

三 第三十五条第四号の費用のうち、当該施設の設置に要する費用(身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センターその他の政令で定める施設の設置に要する費用を除く。)については、その四分の一

2 (略)

(国の負担及び補助)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用(身体障害者福祉

ホーム、身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。）については、その十分の五

二 (略)

三 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項及び第二項の規定により市町村長が行う行政措置に要する費用を除く。）及び第三十六条第三号の費用（第十九条の五及び第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

2 (略)

ホーム、身体障害者福祉センターその他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。）については、その十分の五

二 (略)

三 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項及び第二項の規定により市町村長が行う行政措置に要する費用を除く。）及び第三十六条第三号の費用（第十九条の五の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

2 (略)